

国立研究開発法人物質・材料研究機構 研究者会議規程

平成18年4月19日
18規程第54号

(主旨)

第1条 この規程は、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）の国立研究開発法人物質・材料研究機構会議・委員会規程（平成18年3月28日 18規程第49号。以下「委員会規程」という。）第6条に基づく研究者会議（以下「会議」という。）の運営について定めることを主旨とする。

(設置の目的)

第2条 会議は、研究現場の意見、要望を吸い上げ機構の経営に適切に反映させるボトムアップの仕組みを整備し、機構における研究活動の一層の活性化及び円滑な運営並びに研究者相互の交流と連携を図ることを目的として設置する。

(会議の任務)

第3条 会議は、理事長の専権事項に関することを除き、機構における研究の実施に係る広範な事項を調査検討し提言にまとめるとともに、その実現に向けて注力することを任務とする。特に次の各項を検討の対象とする。

- (1) 研究環境の改善に関すること。
- (2) 研究資源の配分に関すること。
- (3) 研究分野の選択に関すること。
- (4) 中長期の研究計画に関すること。
- (5) 研究人材の確保に関すること。
- (6) 研究組織に関すること。
- (7) 大学、企業、国立研究開発法人との連携に関すること。
- (8) 研究者相互の交流と連携に関すること。

(構成)

第4条 会議は、研究現場の意見を効果的に取り入れるため、第2条の設置の目的を踏まえ国立研究開発法人物質・材料研究機構組織規程（令和5年2月28日 2023規程第7号）第3条に定める各センターのセンター長及び技術開発・共用部門の部門長より適任と認める者の推薦を受け、会議の議長が認めた者、議長及び副議長（以下、「構成員」という。）をもって構成する。

- 2 会議の議長は、構成員以外の必要と認めた者を会議に出席させることができる。
- 3 構成員の任期は、当該構成員を認めた研究者会議議長の任期までとする。

(議長及び副議長)

第5条 会議には、議長及び副議長それぞれ1名を置く。

- 2 正副議長は、理事長が指名する。
- 3 正副議長の任期は、原則として1年間とする。
- 4 会議は、議長が招集する。
- 5 議長は、会務を総理するとともに、会議において取りまとめられた提案、要望を委員会規程第4条に規定する運営会議の付議事項とし、その実現に向けて注

力する。このために議長は、必要であれば、機構の経営に関係する会合に出席して意見を述べるものとする。

- 6 副議長は、議長を補佐するとともに、会議の運営に必要な事務を分掌する。

(開催)

第6条 会議は、原則として、毎月第一木曜日に開催する。

- 2 前項に定める場合のほか、議長は、会議を臨時に開催することができる。

(事務)

第7条 会議の事務は、人事・総務部門総務室が担当する。

附 則

この規程は、平成18年4月19日から施行し、平成18年4月6日から適用する。

附 則（平成19年9月28日 19規程第58号）

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日 20規程第34号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月27日 23規程第21号）

この規程は、平成23年4月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年7月31日 24規程第49号）

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成24年10月16日 24規程第72号）

この規程は、平成24年10月16日から施行する。

附 則（平成26年 9月24日 26規程第32号）

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年 3月24日 27規程第12号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月26日 28規程第86号）

この規程は、平成28年4月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年6月15日 28規程第108号）

この規程は、平成28年6月15日から施行する。

附 則（平成29年3月28日 29規程第19号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月28日 2023規程第5号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月11日 2025規程第24号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。